

事務連絡
平成 24 年 6 月 29 日

慶應義塾大学医学部長
末松 誠 殿

厚生労働省医政局研究開発振興課

早期・探索的臨床試験拠点整備事業に係る
平成 24 年度補助金の交付及び事業の継続について(期限の延長)

貴病院に対する、早期・探索的臨床試験拠点整備事業（以下「本事業」という。）に係る補助金（平成 24 年 6 月 30 日までに必要な人件費を除く。）の交付決定及び 25 年度以降の事業継続については、「早期・探索的臨床試験拠点整備事業に係る平成 24 年度補助金の交付及び事業の継続について」（平成 24 年 3 月 30 日付研究開発振興課事務連絡）に基づき、次の 3 条件を満たすまで保留とし、平成 24 年 6 月 30 日までに満たすことができない場合には、事業の継続が困難と判断し、以降の助成を行わないことがある旨連絡したところです。

1. 今回の倫理指針違反に対して、適切な原因究明を行うとともに再発防止策を講じ、厚生労働省に文書にて報告すること。
2. 事業目的に沿った適切な整備計画を立て、当該計画が評価会議において了承されること。
3. 事業目的に沿った適切な研究計画を立て、当該計画が評価会議において了承されること。

上記 3 条件の 2. と 3. については、早期・探索的臨床試験拠点評価会議を 7 月以降に開催することといたしましたので、その期限を評価会議において結論が出るまで延長することとします。また、倫理指針違反に関する原因究明及び再発防止策については、厚生労働省に文書にて、報告されていることを申し添えます。

以上